

公益財団法人 秋田県国際交流協会  
「あきた日本語サポーター」登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本語教育に関する知識・能力等を有する県民を登録し、企業、団体並びに在住外国人等が日本語指導者の仲介を希望する場合に、必要に応じて情報提供等を行うことにより、地域在住外国人等に対する日本語学習の機会を増やし、以って多文化共生社会推進に資することを目的として、公益財団法人 秋田県国際交流協会（以下「協会」という。）が設置する「あきた日本語サポーター」登録制度に関し必要な事項を定める。

(登録の対象者)

第2条 「あきた日本語サポーター」に登録できる者は、本制度の趣旨に賛同し、日本語指導に対する理解と熱意があり、秋田県内に居住する18歳以上の個人であって、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 日本語教授法取得者、経験者
- (2) 日本語を指導、支援する意志のある者
- (3) その他、当協会が認める者

(登録の申込並びに取消)

第3条 本制度への登録を希望する者は、「あきた日本語サポーター」登録申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、協会に提出するものとする。協会は、申込の受付並びに登録を随時行うものとし、申込書を受理したときは、登録者名簿（様式第2号）に登載するとともに、その旨を本人に通知するものとする。また、下記の場合は登録を取り消すものとする。

- (1) 登録者から登録抹消の申出があったとき
- (2) 登録者が、連絡が取れない等所在不明となったとき
- (3) 登録者としてふさわしくないと協会が認める事実が判明したとき
- (4) 登録者本人が死亡したとき

(個人情報の保護)

第4条 協会は、本制度への登録及びその活動を通して入手した個人情報について、適正に管理し、本制度の運用以外の目的に使用しないものとする。

(仲介を依頼できる個人及び団体等)

第5条 本制度により登録者の仲介を依頼できる者は、次に掲げる個人及び団体等とする。

- (1) 秋田県内に居住する外国人等で、日本語の学習意欲がある者

- (2) 秋田県内の地方公共団体及びその関係団体
- (3) 秋田県内において外国人労働者を雇用する企業又は今後雇用することが見込まれる企業
- (4) その他、協会が特に認めた個人及び団体

(仲介の申込)

第 6 条 あきた日本語サポーターの仲介を希望する個人及び団体等は、「あきた日本語サポーター」仲介依頼書（様式第 3 号及び第 4 号）により申し出なければならない。

(登録者の仲介及び情報の提供)

第 7 条 協会は、前条の規定により在住外国人等の個人から日本語指導者の仲介を依頼された場合は、登録者本人の承諾を得て、その情報を依頼者に提供するものとする。また、企業及び団体から依頼された場合には、原則として、企業及び団体が求める日本語指導者の募集要件等を、登録者全員又は一部に対し情報提供するものとする。ただし、一定の期間を定めて募集を行っても応募がない場合など、やむを得ない事情がある場合は、協会が登録者本人の承諾を得て、その情報を依頼者に提供するものとする。

(報酬・経費の負担等)

第 8 条 日本語指導の際に報酬及び経費が発生する場合には、原則として仲介依頼者及び登録者との交渉により金額を定めることとする。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。